

中野東小学校 いじめ防止基本方針

鹿嶋市立中野東小学校

平成29年4月

1 いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ防止対策推進法(H25.9.28施行)に基づき、児童の健全育成を図り、いじめのない学校づくりを推進するために、基本方針を策定し組織を設置して具体的な指導・支援にあたる。

2 基本方針

(1) いじめの定義(第2条)

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該児童の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

(2) 基本理念

いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではなく、全ての児童に関わる問題である。周囲ではやし立て、面白がって見ている「観衆」は、いじめを助長する存在であり、見て見ぬふりをする「傍観者」も加害者側には暗黙の了解と解釈され、結果的にはいじめを助長する可能性がある。いじめがあれば、それを止める仲裁者となれるよう、いじめを決して許さない意識を児童生徒に育んでいく。また、現代社会を反映し、インターネットを通じて行われるいじめなども発生している。そのため、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に主体的に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。

【児童のいじめの禁止】

児童は、いじめを行ってはいけない。また、児童は、いじめを見たら黙認したり、傍観者になったりしてはいけない。

【教職員の責務】

いじめがなく、全ての児童が、安心して学習、その他の活動に取り組むことができるように、保護者、関係機関、外部機関と連携を図りながら、いじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、その再発防止に努める。基本的には、下記の5つの姿勢で取り組む。

〈いじめ防止のための5つの基本姿勢〉

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① いじめを許さない、見過ごさない学校づくりを推進する。
(日頃からの居場所づくり、絆づくり)② 児童一人一人に学力をつけ、規律を守り、自己有用感を高める教育活動を推進する。③ 児童理解に努めると共に、保護者との連携を図り、早期発見に努める。④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体専門家と協力をして解決にあたる。⑤ 学校と家庭が協力して事後指導にあたる。 |
|---|

【保護者】

いじめの禁止、いじめの黙認、いじめへの加担がないよう親子でも話合いの場を設ける。また、いじめを発見したら、その場での指導の他、速やかに学校或いは教育委員会等の関係機関に相談通報する。

3 いじめの防止等(防止, 早期発見, 対処)のための取組

(1) 未然防止のための取組

児童一人一人が認められお互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、

教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を味わわせ、自己有用感を高め自尊感情を育むことができるように努める。

① いじめを許さない、見過ごさない学校づくりを推進する。

- ア いじめについての共通理解
- イ 児童自らがいじめについて学ぶ機会と指導の場の設定
- ウ 「報告・連絡・相談・確認」する職員ネットワークの確立
- エ いじめを許さない、見過ごさない環境づくり
- オ 毎月、定期的な実態把握と、記録の蓄積と共有
- カ いじめ問題の校内組織体制の整備
- キ 教育相談体制の整備

② 児童一人一人に学力をつけ、規律を守り、自己有用感を高め自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ア 分かる授業の推進(すべての児童が参加・活躍できる場の設定、言語活動の充実等)
- イ いじめに向かわない態度・能力の育成(道徳教育・人権教育・読書活動・体験活動等)
- ウ 児童会活動の充実(計画委員会、縦割り班活動)
- オ 居場所づくり・絆づくりによる学級経営の推進

③ 家庭との連携

- ア 定期的なリーフレットの配付
- イ 個別面談の実施
- ウ 日常的な教育相談や電話連絡、家庭訪問の実施
- エ 経過観察と連携の継続
- オ 親子講演会等の実施
- カ 相談機関の周知

(2) いじめ防止等(防止, 早期発見, 対処)のための家庭や地域との連携した取組

- ① いじめにおける学校の指導方針や指導計画の公表
- ② 日常的な電話連絡、家庭訪問の実施
- ③ 家庭へのいじめ対応リーフレットの配付
- ④ 親子講演会の実施(ネット上のいじめ防止啓発等)
- ⑤ 地域の関係機関との連携

(3) いじめの早期発見のための取組

① いじめの早期発見のための様々な手段

- ア 休み時間、給食、清掃時等の児童観察とチャンス相談の実施
「児童がいるところには、教師がいる。」
- イ 定期的なアンケートや教育相談の実施
- ウ 家庭用チェックリストの活用
- エ 相談ポストの設置と職員内の相談内容の共有
- オ 保護者との連絡や職員間の情報共有の強化

② 全職員の対応等

- ア 学年主任、担任、養護教諭、生徒指導担当、管理職等の職務に応じたいじめ防止対策
- イ 職員会議や生徒指導委員会での情報交換
- ウ 定期的なチェックリストの実施
- エ 校内研修の実施
- オ 関係機関との連携
- カ 適応指導教室相談員・スクールカウンセラー等の専門家を活用したチーム支援
- キ 情報や指導記録(看護日誌・保健日誌・生徒指導カルテ等)の共有化と報告体制の確立

(4) 早期解消に向けた取組

いじめの連絡、相談を受けた場合には、速やかに被害者の安全を確保するとともに、校内生徒指

導委員会(臨時会)を開き、当該いじめに対して、迅速かつ組織的に対応する。

① 被害者の保護

いじめられている児童を守り通すことを第1とし、被害者の保護者と速やかに連絡を取り、状況説明、家庭での見守りや心のケアを依頼するなどして、協力して対応する。

② 実態把握

被害者、加害者、周辺の児童から個人面談で十分に話を聴くとともに、アンケートを実施し、実態把握を速やかに行う。

③ 加害者への対応

加害者に対しては、毅然とした対応で姿勢で指導する一方、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう支援する。また、加害者の保護者へ速やかに連絡をとり、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う。

④ 重大事態の調査と報告

重大事態について、「いつ、誰から、どのように、その背景、児童の人間関係の問題、学校・教職員の対応」などの事実関係を詳細かつ速やかに調査し、その結果を市教育委員会を通し、市長へ報告する。

また、対策委員会及び調査委員会が行う調査に対し、積極的に資料を提供するとともに、その調査結果や助言をもとに、主体的に再発防止に取り組む。

⑤ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

児童が、インターネット上に不適切な書き込みを行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させるなどの指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講じる。必要に応じて、法務局の協力を求める。

5 いじめ防止等(防止, 早期発見, 対処)に取り組むための組織

(1) 校内体制

① 生徒指導委員会

いじめ問題に対するアンケートを基に、毎月1回の定期会議において、いじめ問題の現状や指導について協議する。

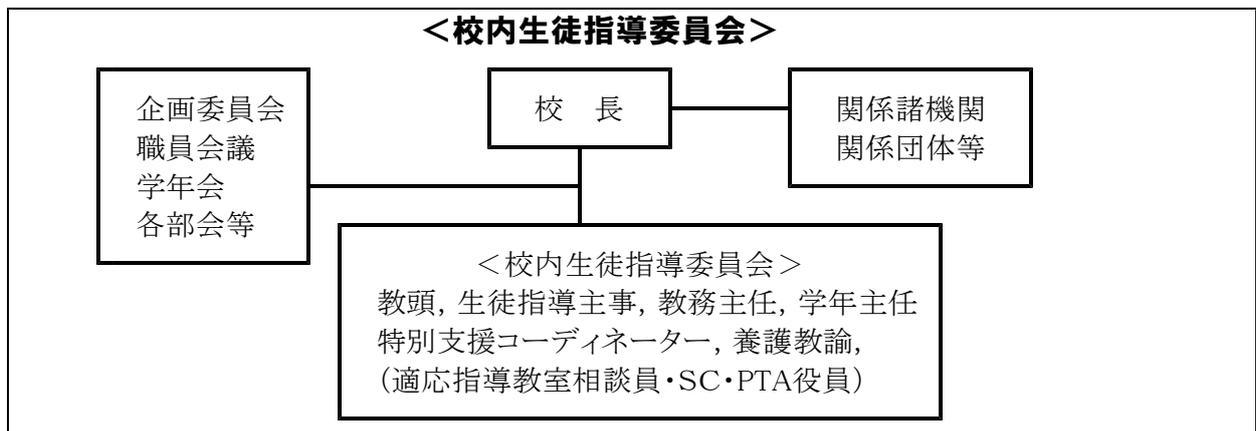
＜構成＞ 校長・教頭・教務・生徒指導主事・保健主事・学年主任・特別支援コーディネーター・養護教諭、(適応指導教室相談員・スクールカウンセラー・PTA役員)

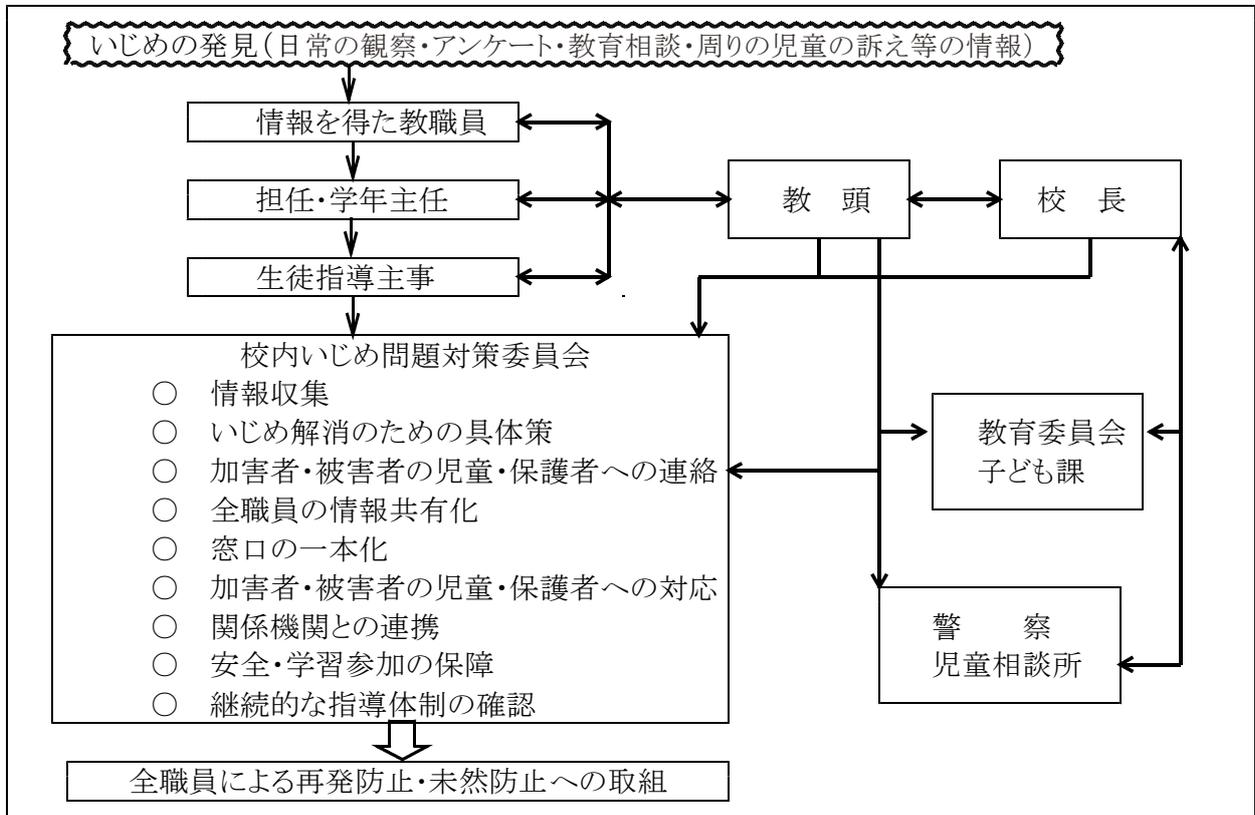
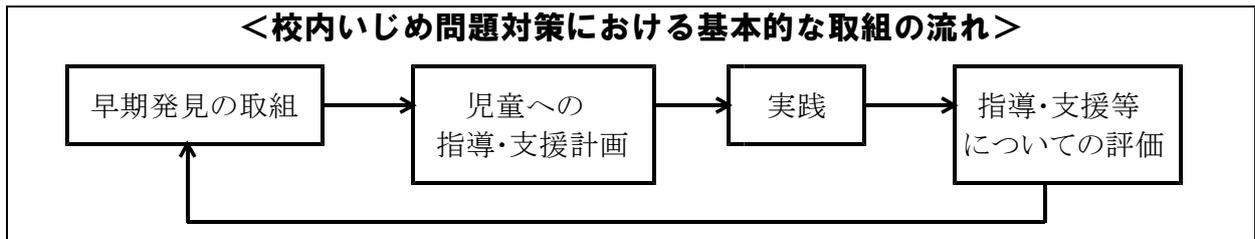
② ケース会議

関係する職員により、具体的な対応や指導について協議し、指導にあたる。必要に応じ、随時実施する。

③ 学年会, 職員終会における情報交換と共通理解

全職員で児童を見守る意識の高揚と情報の共有を図る。





(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

いじめ問題が発生した場合で保護者・地域との連携が必要な場合は、学校と保護者を含めた会議を開催する。

6 重大事態への対応

重大事態とは、

- ① いじめにより、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより、児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合

上記のような事態が発生した場合は、下記のような対応を行う。

- (1) 教育委員会教育長に、速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、教育委員会が設置した「鹿嶋市いじめ問題等連絡協議会」との連携のもと、事実の調査や指導・支援を行うとともに、被害児童・保護者に対して、必要な情報を提供する。
- (3) 学校は、教育委員会の指導のもと、重大事態が発生した旨を市長に報告(教育委員会を通じて)する。また、(2)の再調査を「鹿嶋市第三者委員会」に委ね、その結果を踏まえて必要な措置を講じる。

7 いじめ対応等の年間計画

	児童	家庭・地域	学校・職員	その他
4月	<ul style="list-style-type: none"> 学級活動「みんななかよく」(全学年) 「学校生活の約束」の指導 	<ul style="list-style-type: none"> いじめに対する学校の指導方針等の説明 いじめ対応リーフレットの配布 学校以外の相談窓口の周知・広報(茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター等) 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止基本方針について 学年間の情報交換・指導記録の引き継ぎ いじめチェックリストの実施(毎月) 生徒指導委員会(毎月) 人権研修, 特別支援教育研修 欠席調査(毎日) 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携(随時)
5月	<ul style="list-style-type: none"> 年間の居場所づくりや絆づくりの施策の決定 行事を通じた人間関係づくり 		<ul style="list-style-type: none"> 校内研修「いじめ早期発見と指導」 いじめチェックリストの実施 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケートと教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> いじめチェックリストの実施 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価結果報告 いじめ対応リーフレットの配布 	<ul style="list-style-type: none"> いじめチェックリストの実施 	
8月			<ul style="list-style-type: none"> 教育相談にかかる研修会 指導や支援の必要な児童への指導や家庭訪問・電話連絡 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケート 行事(遠足等)を通じた人間関係づくり 学級活動「いじめについて考えよう」(全学年) 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対応リーフレットの配布 	<ul style="list-style-type: none"> いじめチェックリストの実施 休業中の児童の情報交換 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケートと教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対応リーフレットの配布 	<ul style="list-style-type: none"> いじめチェックリストの実施 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者との個別面談による情報交換 学校評価アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> いじめチェックリストの実施 校内研修「いじめ問題保護者との連携」 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> 人権集会の実施 学校生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価結果報告 	<ul style="list-style-type: none"> いじめチェックリストの実施 生徒指導支援委員会による活動の評価・分析・対策 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケート 児童用いじめ対応リーフレットの配布 		<ul style="list-style-type: none"> 休業中の児童の情報交換 いじめチェックリストの実施 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケート 学級活動「友達のよいところを見付けよう」 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対応リーフレットの配布 学校評価アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> いじめチェックリストの実施 生徒指導支援委員会による活動の評価・分析・対策 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケート 今年の反省と新年度への目標設定 	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価結果報告 	<ul style="list-style-type: none"> いじめチェックリストの実施 進級学年への引き継ぎ作成 小中連携の連絡会 	